



7月1日
受付開始

浜松市結婚新生活支援事業補助金

浜松市は、新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートに係る費用を補助します。

補助の対象となる世帯

以下の全ての要件を満たす世帯

- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 世帯の所得が400万円未満
 - ※ 令和4年度の課税（所得）証明書（令和3年1月1日～令和3年12月31日までの所得の額を明らかにすることができる市区町村が発行する証明書）により確認します。
 - ※ 離職者がいる場合は、所得なしとして、夫婦の所得を算出します。
 - ※ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から年間返済額を控除します。
- 申請時における夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所にある
- 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある
- 夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けていない
- 夫婦ともに市税を完納している



対象となる経費

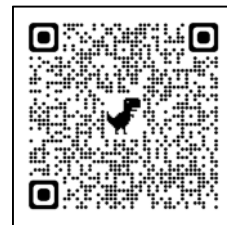
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支払った以下の費用

※ 家賃については、上記期間内に支払った令和4年4月分から令和5年3月分が対象です。

新居の住宅費	住宅取得費用 リフォーム費用 住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
新居への引越費用	引越業者や運送業者へ支払った引越費用

補助上限額

- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 30万円



申請窓口・各種お問合せ

浜松市こども家庭部次世代育成課

浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所 本館2階

TEL 053-457-2795

メール katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市結婚新生活支援事業補助金

